

- マイナ保険証への移行により、マイナポータルでも医療費が確認できる中で、郵送代を掛けて年6回の通知が必要か。
- 被保険者に医療費をしっかりと確認いただき、適正化を図る医療費通知による医療費削減効果と、各市町村の財政負担とのバランスを念頭に見直し内容の検討を実施。
- 医療費通知のサービス機能が損なわれないことを前提として、他の都道府県及び保険者の通知回数等も参考に、通知回数の見直し(案)を決定。
- 令和8年度に実施する府運営方針の中間見直しにおいて、新たな通知回数等を定める。

他の都道府県及び保険者の状況

都道府県	通知回数									
	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	12回	
都道府県単位で統一済み(予定を含む) (統一:14団体 統一予定:1団体)	-	5	4	1	2	-	3	-	-	
都道府県単位で統一していない (32団体)	最多	-	-	2	2	2	1	17	6	2
	最少	1	12	10	2	5	1	1	-	-

他の保険者	大阪府後期高齢者医療広域連合	協会けんぽ
通知回数・時期	通知回数:年2回 年度内の通知時期:5月末(前年10月~12月までの診療月を記載) 1月末(前年1月~9月までの診療月を記載)	通知回数:年1回 年度内の通知時期:1月通知 (前々年9月~前年8月までの診療月を記載)

医療費通知に付随するサービス機能の確保

- ◆ 医療費通知は、確定申告時の証拠書類として活用が可能であり、確定申告の受付開始までに可能な月数の通知を被保険者に届けたい。
- ◆ 受付開始に間に合わない月分については、確定申告の受付期間内に届けられるよう努めるとともに、受付期間内に届けられない場合は、「医療費通知の無い月分は、医療機関の領収書等で確定申告を行って欲しい」旨を事前周知することで、被保険者の理解を求める。

見直し内容

- ① 通知回数は、「年2回とし、1月と3月に実施」とする。
- ② 見直しの時期は、令和9年度からとする。